

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 労働時間

1 五月四日休日法制化

自由民主党と共産党を除く野党四党は、一九八五年一〇月に、五月四日を休日とする法律(昭和六三年より実施)を上程することを確認した。これは、同年三月の国会中に予算審議を進めるために与野党幹事長・書記長会談で合意した事項の一つである。日経連はこの動きにたいし、「時短・休日増の推進に名を借りた政治的な取引の具として扱われたことはその経緯をみれば判然とする。われわれはこの決定に対しては反対を表明せざるをえない」と批判した(『日経連タイムス』一九八五年一〇月二四日)。さらに、一〇月二五日の経済四団体と自民党四役との定例懇談会でも、大槻日経連会長は、「これは働きたい人々を抑圧するものである。きわめて不都合なことだ」と述べ、「一度法制化したら未来永劫、五月四日は休日になる。これは重大問題である。中小企業では、休めないのが実状である」と法制化の見直しを迫った。これにたいし、藤尾政調会長は「個人的には、企業の自主判断で休むのが適当と思う」としながらも、「国会対策上、妥協せざるを得なかった」ことを理解してほしいとし、経済団体側の再度の見直しの要求にも応じなかった(『日経連タイムス』一九八五年一〇月三一日)。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)